

## 静岡県認可外保育施設巡回支援指導実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、静岡県認可外保育施設指導要綱（以下「要綱」という。）第2条に定義される認可外保育施設に対する要綱第8条第9項及び第17項に規定する巡回支援指導の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (巡回支援指導の実施機関等)

第2条 巡回支援指導は、福祉指導課が実施する。

- 2 巡回支援指導を担当する職員（以下「巡回支援指導員」という。）は福祉指導課に所属する会計年度任用職員をもって充てる。
- 3 巡回支援指導を行う際は、福祉指導課職員が巡回支援指導員に随行することができる。

### (巡回支援指導員の要件)

第3条 巡回支援指導員は、次の各号の要件をいずれも満たしている者として福祉指導課長が適当と認める者とする。

- (1) 保育所長経験者、保育士資格を持ち十分な経験を有する者、看護師の資格を持つ者、栄養士の資格を持つ者、保育業務や指導監査業務の経験がある行政庁の元職員及びこれらに類する経験や資格を有すると福祉指導課長が判断する者
- (2) 巡回支援指導を適切に実施することができる者

### (巡回支援指導の実施計画)

第4条 巡回支援指導の実施計画は、毎年度福祉指導課で作成する。

### (巡回支援指導の実施方法)

第5条 巡回支援指導は、次の各号の方法により行う。

- (1) 原則として認可外保育施設に対しては事前通告せずに実施する。ただし、認可外保育施設の方針や運営状況、立入調査の実状も踏まえ、事前通告の有無について適切に判断し、効果的な巡回支援指導を行う。
- (2) 巡回支援指導員は、認可外保育施設から提出された運営状況報告書及び前回立入調査の指導事項を十分に分析・検討し、あらかじめ問題点の所在を把握しておく。
- (3) 巡回支援指導は、認可外保育施設の設置者若しくは管理者（以下「事業所長」という。）及び保育従事者への聞き取りや保育中の状況について、別に定めるチェックシート等により第7条に規定する内容について確認する。

### (趣旨説明等)

第6条 巡回支援指導員は、巡回支援指導に当たって、当該認可外保育施設の事業所長及び保育従事者に対し、あらかじめその趣旨を説明する。

(巡回支援指導の実施内容)

第7条 巡回支援指導の主な実施内容は以下のとおりとする。

- (1) 認可外保育施設指導監督基準の遵守状況に関する助言又は指導
- (2) 認可外保育施設に対する立入調査の実施、立入調査を行うに当たっての事前準備に係る補助のほか、立入調査後の事後的支援の実施
- (3) 認可外保育施設の保育において、重大事故の発生しやすい場面（睡眠中、食事中、水遊び中等）に関する助言又は指導
- (4) 認可外保育施設の事故防止の取組、事故発生時の対応に関する助言又は指導
- (5) 認可外保育施設の園外活動等における安全対策の実地指導
- (6) その他、認可外保育施設における質の確保・向上に資する助言又は指導

(巡回支援指導の留意事項)

第8条 巡回支援指導員は、巡回支援指導を行った認可外保育施設について、相談内容等を記録、管理し、継続的な支援に努めること。

(結果の復命等)

第9条 巡回支援指導員は、巡回支援指導終了後、速やかに巡回支援指導の結果について、福祉指導課長に復命書を提出する。

(巡回支援指導の結果)

第10条 巡回支援指導の結果、認可外保育施設の質の向上に資するものと考えられる事項についての助言を行うことができる。なお助言事項については文書により通知する。

- 2 前項の助言に際しては、常に公正不偏かつ懇切丁寧であることを旨とし、認可外保育施設との対話や議論を通じて、助言の内容に関する真の理解を得るよう努め、認可外保育施設の質の確保・向上を促すものとする。
- 3 巡回支援指導の結果、児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合（重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含む。）であって、児童の処遇上の観点から認可外保育施設に問題があると認められるときには、福祉指導課職員と連携し、迅速に要綱第8条第6項、第8項及び第11項に規定する立入調査を実施するものとする。

(結果の活用)

第11条 巡回支援指導の結果をこども未来課に情報提供する。

- 2 巡回支援指導員は、巡回支援指導の結果を記録する。
- 3 巡回支援指導員は、巡回支援指導の結果を分析の上、福祉指導課長に報告する。

(身分を示す証明書)

第12条 巡回支援指導員は、その身分を示す証明書を携帯し、認可外保育施設の職員等から提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

2 前項に規定される身分を示す証明書は様式1のとおりとする。

(福祉指導課の役割)

第13条 巡回支援指導を実施するにあたり、福祉指導課は以下の措置を講ずる。

- (1) 認可外保育施設指導監督基準や事故防止に関するガイドライン等の内容を踏まえたチェックリストを作成し、巡回支援指導員に配布する。
- (2) 巡回支援指導員と連携し、認可外保育施設への助言又は指導を行う。
- (3) 巡回支援指導の実施に当たって、管内の関係機関や施設、関係団体等と十分な連携を図り、効果的で円滑な事業の実施が図られるよう努める。
- (4) 巡回支援指導を実施する上で知り得た秘密の保持について十分留意し、また、巡回支援指導員が知り得た秘密の保持について十分留意するよう指導する。
- (5) 巡回支援指導の実施に際し、保育所等への周知を行うなど、積極的に周知を図る。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、巡回支援指導の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年5月8日から施行する。

(様式1)

(第1面)

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書		
職 名	写 真		
氏 名			
生年月日	年	月	日生
	年	月	日 交付
	年	月	日 限り有効
静岡県知事	印		

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無
児童福祉法第59条第1項	○

(第3面)

要 綱 の 条 項	該当の有無
静岡県認可外保育施設要綱第8条第9項	○

